HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	オランダ法における「状況の濫用」法理の歴史的展開(2)
著者	内山, 敏和; UCHIYAMA, Toshikazu
引用	北海学園大学法学研究,59(3):23-43
発行日	2023-12-30



オランダ法における「状況の濫用」法理の 歴史的展開(2)

内山敏和

目次

第1章 前史―オランダ旧民法典と正当価格論

第2章 法理の萌芽(以上、59巻1号)

第3章 法理の誕生

第1節 Meijers の立法提案

第2節 学説における受容(以上、本号)

第3節 最初の判例

第4節 検討

第4章 法理の展開

第5章 法理の完成

第6章 検討

第3章 法理の誕生

第2期の特徴は、立法提案において状況の濫用規定が登場し、判例・学説においてそれが受容されたことである。そこで、まず第1節では、E.M. Meijers(1880~1954)による民法典改正案とこれに基づく政府草案を紹介・検討する。次に、第2節では、学説における受容の様子を検討していく。さらに、これらと時を同じくして初めて「状況の濫用」概念を用いた判例が登場する(第3節)。時期的には、1964年までを対象とする。1964年を劃期としたのは、1964年の最高裁判決によって状況の濫用法理が新しい段階に入ったと評価されるからである。

第1節 Meijers の立法提案

1 議会への質問項目

(1) Meijers による立法作業は、1947年に R. Zegering Hadders 議員

からの建議を受けた同年 4 月 25 日の勅令(Koninklijk Besluit)により始められた 68 。Meijers は、この作業の中で、1952 年・1953 年会期に議会(第二院 69)に対して質問状を提出し、いくつかの問題について議会の意見を求めた。

その第19項に次のようなものがある70:

19. 強迫、詐欺及び錯誤と並んで状況の濫用も法律行為の取消し原因として認められるべきか?

Meijers は、この質問項目について、イングランドの不当威圧の法理 や BGB 138 条、スイス債務法 21 \mathbb{A}^{71} 、ギリシャ民法 179 \mathbb{A}^{72} 、イタリア

本条は、契約の内容についての規定の一つとして、不能若しくは違法な内容の契約又は良俗に反する契約の無効について規定(20条)に続けて、設けられている。 以下の条文は必ずしも Meijers が参照した段階におけるものではないが、それでも大きな違いはないものと思われる。参考として提示する次第である。

72 「とりわけ人の自由を過度に制限する法律行為および相手方の必要、軽率さまた は経験の不足を利用して、自己または第三者のために、一定の給付に対して、特定 の状況の下で、明らかに均衡を欠く財産的利益を自己もしくは第三者のために合意 し、または得る法律行為は、善良の風俗に反して無効とする。」

翻訳は、カライスコス・アントニオス「ギリシャ民法典邦訳(1)」比較法学 41 巻 2 号 (2007 年) 320 頁に拠る。Meijers 草案の理由書によると、Meijers が参照したギリシャ民法典は、1951 年にベルリンで出版された Demetrius Gogos によるドイ

⁶⁸ 立法作業全体については、E.O.H.P. Florijn, Ontstaan en ontwikkeling van het nieuwe Burgerlijk Wetboek, Maastricht, diss., Maastricht 1994 が詳細な検討を加えている。

⁶⁹ 下院に当たる。

⁷⁰ 以下の議会審議及び政府草案並びにその理由を含めて、Palamentaire geschiedenis van het nieuwe burgerlijk wetboek, paramentaire stukken systematisch gerangschikt en van noten voorzien, door Mr. C.J. van Zeben en Mr. J.W. du Pon, met medewerking van Mr. M.M. Olthof, Boek 3 Vermogensrecht in het algemeen, Deventer 1981 による。以下、この史料集は、PGとして引用する。

^{71 「1.} ある契約によって給付と反対給付の間に明白な不均衡が基礎づけられ、当該契約の締結が相手方の窮状、経験不足又は軽率さを悪用することによって一方当事者により惹起された場合、被害者は、1年以内に、自らが当該契約に拘束されず、既履行給付が返還される旨の意思表示をなすことができる。

^{2.} 時効期間は、契約の締結から開始する。」

民法 1448 条73、さらには(インドネシアとして独立した旧蘭領東インドの)1916 年暴利行為勅令といった先行例を挙げ、それらでは、相手方の窮状、その影響を濫用する者に対する依存、軽率さ、異常な精神状態又は経験不足といった状況が列挙されている、と説明する。そして、このような新しい取消原因に対しては、これを公序良俗違反と捉えることで十分にその欠缺が補充され得るとの考えもあり得るが、当該行為が絶対的に無効となり、状況の濫用を行なった者も無効を主張することができることになること、どの裁判官もこのような状況の濫用を公序良俗に反すると捉えることになるかどうかは、不確かであることといった問題点を指摘し、新たな取消原因として規定する必要性を説いている。

- (2) これに対して、司法大臣及び委員会は、状況の濫用を第4の取消原因として規定し、さらに問題となる状況を列挙することなく、判例の展開に委ねることに賛成した。議会では、Meijersも出席のうえ、審議が行われた。
- a)まず、カトリック国民党(K.N.P.)の W.L.G. Lemaire 議員は、提案 に賛成した上で、自ら法学者であることもあってか 74 、次のような充実 した質問を行なっている。

まず1点目は、状況の濫用にはどの程度の不当性が必要なのかである。 状況の濫用は、一方では、公序良俗違反と同一線上にあり、不道徳な行 為としての性格を持つ。これは、状況の濫用のヨリ強い場合である暴利 行為において明瞭となる。他方で、状況の濫用は、強迫、詐欺及び錯誤

ツ語訳である。

⁷³ 損害を理由とする取消しの一般訴権「一方当事者の給付と他方当事者のそれとの間に不均衡が存在し、その不均衡が一方当事者の窮状に由来しており、相手方が利益を得るためにその窮状に付け込んだ場合、損害を被った当事者は、当該契約の取消し(rescissione)を請求することができる。

損害が契約の時点で損害を被った当事者がなし又は約束した給付の価値の半分を超えない場合、当該訴権は、認められない。

損失は、請求がなされた時点まで存続していなければならない。

射幸契約の損害を理由に取り消され得ない。

共有物分割の取消しに関する規定は、害されない。」

⁷⁴ Lemaire 議員は、後にライデン大学において国際私法を担当している(1956~76年)。蛇足ながら、Meijers は、この審議において Lemaire にだけ「敬愛する議員」と呼び掛けている。

と同列に法律行為の取消原因として挙げられている。この場合、状況の 濫用は、不道徳性が必要となるのか。Meijers は、状況の「濫用」という 表現自体が、相手方の行為が道徳的に正当化できる場合や合理的な影響 の行使の場合を排除している旨を回答し、「実際、他国ではしばしば不当 威圧という言葉が用いられている」が、この二つの表現は、基本的に同 じことを言おうとしていると付け加えている。

これと関連して、いわゆる附合契約における不当条項規制との関係を尋ねている。附合契約に関して、何からの対処が必要であるが、状況の濫用は、そのようなものと考えてよいのかという趣旨の問いである。Meijers は、経済的不均衡が存在するからといって、それにより得られたものが全て状況の濫用となるとは言えない、とする。裁判官は、このような場合に状況の濫用を適用することになるが、経済的不均衡から直ちに当事者の意思形成が害されていた、と結論付けることはできない。また、損失は、多くの場合、不当な影響があったことの手がかりではあるが、それが唯一の手がかりというわけではない。

最後に、Lemaire は、状況の濫用の効果は、取消しだけで良いのかということを問題にした。というのも、契約が取り消された場合、履行の巻き戻しが必要になり、被害者も受領した物を返還しなければならないところ、それが不能となった場合、救済されるのに「一難去ってまた一難」となってしまうという。そこで、契約の取消しだけでなく、契約内容の改訂も規定すべきなのではないかと提案している。これに対して、Meijers は、Lemaire の指摘を全面的に支持している。そのうえで、民法典においても、1160条が同様の考え方に基づいていると指摘している75。

b) これに対して、カトリック人民党(KVP)の K.T.M. van Rijckevorsel 議員は、この提案に対して賛成であるとしつつも、「状況の濫用」ではなく「状況の濫用による損失」という代替案を提示する。そして、損失についての確かな認識が取消しの要件であることを明示すべきとしている。これとは反対に、労働党(P.v.d.A)の J. Zeelenberg 議員は、状況の濫用が必ずしも表意者の損失を前提とするものではないのではないかと

⁷⁵ この条文では、遺産分割において損失を与えた者は、彼が相手方に与えた不利益 の分を現金であれ現物であれ付与することで、その遺産分割の取消し、すなわち再 分割を回避できるとしている。

の考えを提示する。この点についての Meijers の回答は、やや曖昧なものである。すなわち、損失のない状況の濫用を考えることは難しく、且つそれは、理論的な問題で、極稀にしか生じないという。そして、特に状況の濫用においてこのような問題は決して生じない、と断言する76。ただ、特定の関係、たとえば父親と成年の息子のような尊敬のある関係があり、その場合に子にとって大きな損失が生じる契約がなされたとき、状況の濫用が推定されたものと考えてよい。この場合、損失を濫用の推定として用い、その点で、損失が特に言及するに値することになる、という。

また、van Rijckevorsel は、状況の濫用の効果として相対的無効が考えられるとも指摘する。これに対して、Meijers は、取消しと相対的無効の相違は極めて僅かであり、取消しの場合、取消権者がこれを行使すれば、第三者もこれを援用することができるという程度の違いしかないと述べている。

さらに、van Rijckevorsel は、状況の濫用による取消しという提案は、オランダ法に正当価格論を再び導入するものであるから、カトリック教徒として喜ばしいと述べている 77 。この指摘に対して、Meijers は、この提案から何を結論づけるかは、感知しないが、皆がそのような結論に至るかどうかは疑問である、という突き放した回答をしている。

以上の審議の結果、議会は、次の結論第19について異議なく承認した:

19. 強迫、詐欺及び錯誤と並んで状況の濫用も法律行為の取消し原因として認められる。濫用されてはならない状況を法律で列挙することは行わない。

この審議において注目すべきことは、質問をした3人の議員がいずれ

⁷⁶ Stein, t.a.p. (26), p. 173 は、Meijers が考えている「損失」は給付の不均衡、つまり 客観的意味での「損失」であると述べているが、van Zeben t.a.p. (n. 1), p. 113 は、Meijers が考えているのは、あくまでも主観的な意味の損失であるという。

⁷⁷ この点についての van Rijckevorsel の評価は、自らの質問を次のように締めくくっていることからも伺える:「この原則を我らが法に導入する政府に敬意を表し、いやまして、この法原則を展開し、全く清らかで円満なキリスト教的隣人愛を取り入れてきた中世からの我らがカノン法学者に敬意を表するものである。」

も提案に賛成している点である。ただ、3人のスタンスは、それぞれ微妙に異なっている。たとえば、van Rijckevorsel は、この規定を正当価格論の再来として評価しており、この規定の基礎にカトリック的価値観を見出している。これに対して、Zeelenberg は、損失要件を設けない可能性を示唆しており、前者とは一線を劃す。Lemaire は、特に規定の思想的背景を論じないが、附合契約、いわゆる約款規制の一環としての役割に期待しているようである。この点からは、政治的スタンスの相違を超えて、状況の濫用を規定することの必要性自体は、共通認識となっていたということがいえる78。

2 Meijers 草案とその理由書

Meijers は、1954年に第1編から第4編までの草案を提出しており、 状況の濫用は、その中の3:2:10条において規定されている。この草 案において状況の濫用は、次のように規定されている 79 :

Meijers 草案 3 : 2 : 10 条

「状況の濫用が存在するのは、ある者が、他人の窮状、従属、軽率、異常な精神 状態または未経験を、その他人をして特定の、彼に不利な法律行為へと仕向ける ために、濫用した場合である。不利益が不相当に大きく、且つ不利益を受けた者 の窮状、従属、軽率、異常な精神状態または未経験が存在していた場合、状況の 濫用は、推定される。」

では、この草案についての理由を見ていくことにしよう。まず、Meijers は、この取消原因は、オランダ法にとって全く新しいものであるという。しかし、類似の規定は、イングランド法の不当威圧だけでなく、近時の法典においても見出すことができるとも指摘する。ここで挙げられているのは、スイス債務法 21 条、ドイツ民法典 138 条、スカンジナヴィア諸国の契約法 31 条⁵⁰、ロシア・ソヴィエト社会主義共和国民法

⁷⁸ 規定の細部については措くとして、大まかな方向について立法府におけるコンセンサスが得られたという点は、その後の判例での更なる展開や学説での受容を援護したと評価できるのではないか。

⁷⁹ 草案理由を含めて、前掲注(70) PG. p. 203 e.v.

^{80 「}ある者が、支払われ若しくは約束された対価に対して明らかに不均衡であるか、

典 (Гражданский кодекс РСФСР) 33 条⁸¹、メキシコ連邦民法典 (Código Civil para el Distrito Federal) 17 条⁸²、中華民国民法典 74 条⁸³、ポーランド債務法典 (Kodeks zobowiązań) 42 条⁸⁴、エジプト民法典 129 条⁸⁵である。また、旧オランダ領東インドの 1916 年暴利行為勅令と 1938 年暴利

またはその利益に対して対価が支払われないものとされている利益を得または約定させるために、他の者の窮状、無思慮又は依存状態を利用する場合、そのようにして成立した法律行為は、被害者を拘束しないものとする。

1項に規定される不当な行為が法律行為の相手方とは異なる者に帰責し、且つ相手方がそのことについて知り又は知るべきであった場合も、同様とする。

[3項省略]

ここでは、スウェーデン契約法の訳を掲げている。ノルウェー、デンマーク及びフィンランドの契約法もほぼ同一内容である。

81 「著しい窮状にある者が明らかに不利な法律行為をした場合、裁判所は、被害を 被った当事者又は権限ある当事者若しくは公共団体の請求に基づいて、その行為を 無効とし、またはその効力を将来に向かって停止することができる。」

翻訳にあたっては、谷口知平『ソヴィエト民法の理論―ストゥチュカ民法理論の概観―』(東大協同組合出版部、1950年) 198 頁を参考にした。同条の意義については、前掲書 190 頁以下参照。ちなみに、この条文は、ストゥーチカによると「特殊『ソビエト的』条文」のひとつなのだという(稲子恒夫「社会主義諸国における『法の継承』」比較法学 16 巻 2 号 [1982年] 152 頁)。

なお、これは、1964年まで効力を有していた 1922年の民法典である。これについては、直川誠蔵「ネップ民法典の成立について」比較法学 21 巻 1 号 (1987年) 1 頁以下参照。1964年民法典も、ソヴィエト連邦崩壊後に新しい民法典に替えられたことは、周知のとおりである。

- 82 「①他人の著しき無知、著しき未経験、もしくは著しき貧窮を利用して、この他人が当事者として負担するところと明らかに均衡しない過度の利得を取得するものがあるとき、損害を受ける者は契約の取消しを、これが不可能なときは、その債務の公平な減額を請求する権利を有する。
 - ②本条の付与する権利は1年存続する。」

上記の条文は、中川和彦 [訳]「メキシコ国 1928 年連邦民法典 (一)」成城法学 12 号 (1982 年) 127 頁以下に拠るが、これは現在の条文とは効果の点で異なる (1983 年 12 月 27 日付連邦官報掲載のデクレトによる改正)。Meijers 草案の理由書によると、Meijers が参照したメキシコ民法典は、1950 年にニューヨークで出版された Otto Schoenrich による英語訳であり、中川・前掲の訳文と同一内容である。

83 「法律行為が、他人の急迫、軽率又は無経験に乗じて、財産上の給付又は給付の約 定をなさしめものである場合において、当時の状況により明らかに不公平なもので あるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、その法律行為を取消し、または その給付を軽減することができる。 行為令である。

さらに、損失要件については、大抵の場合には財産権的性質のものであろうが、必ずしも有形的な損失である必要はない。

第二院での結論第19では、濫用される「状況」を列挙しないというも

前項の請求は、法律行為の後1年以内にこれをなさなければならない。」

Meijers 草案の理由書によると、Meijers が参照した中華民国民法典は、1930 年に出版された Ho Tchong-Chan によるフランス語訳(Code civil de la République de Chine, t. 1)であり、ここでも訳出にあたって参考にした。

84 「一方当事者が、相手方の軽率、無能、経験不足又は窮状を悪用して、自己の給付の対価として、契約が締結された時点において、その財産的価値が反対給付に対して著しく高い給付を受け取り、又は自己または第三者のために約定する場合、相手方は、自己の給付を減額し、あるいは反対給付を増額することを請求することができ、減額及び増額が困難であるときには、自らの意思表示の法律効果を否認することができる。」

この債務法典は、1933 年に制定されたが、1964 年に民法典(Kodeks cywilny)が制定されたため、同施行法 3 条 6 項によって廃止された。債務法典 43 条の規定は、民法典 388 条 1 項に相当する。債務法典から民法典制定にかけての経緯については、福島正夫「最近の社会主義国民法」比較法学 5 巻 1 = 2 号(1969 年)158 頁以下参照。

Meijers 草案の理由書によると、Meijers が参照したポーランド債務法典は、1935年にパリで出版された Stefan Sieczkowski 及び Jean Wasilkowski によるフランス語訳(Code des obligations de la république de Pologne)であり、ここでも訳出にあたって参照した。

- 85 「1. 契約当事者の一方の債務がその者が当該契約によって得る利益又は相手方 契約当事者の債務に対してまったく釣り合っておらず、且つ損失を被った当事者が その契約を締結したのが、もっぱら相手方がその者の明らかな性格上の軽率さ若し くは抑制の効かない熱中を利用した結果であることが立証された場合、裁判官は、 そのような損失を被った当事者からの請求により、契約を取消し、又は当該当事者 の債務を縮減することができる。
 - 2. 前項の原因に基づいて開始された手続きは、当該契約の日から1年以内に開始されない限り、除斥されるものとする。
 - 3. 有償契約において、相手方は、裁判官が当該損害を回復するのに適当と考えるであろう申込みをすることによって、取消手続きを無効とすることができる。」

Meijers 草案の理由書によると、Meijers が参照したエジプト民法典は、1949 年 にアレキサンドリアで出版されたフランス語版(Nouveau code civil: loi du 16 juillet 1948, n. 131, entrée en vigueur le 15 octobre 1949, précédée d'index analytiques correspondant aux divers titres du code, et suivie de tables de concordance avec les anciens codes national et mixte)であるが、残念ながら、筆者は、未見である。

のであったし、議会審議においては、Meijers もそのような立場であった。しかし、草案においては、「状況」の列挙が行なわれていることが、注目される。異常な精神状態は、3.2.2条、すなわち精神障害による法律行為の無効の事例と近づいている、と述べている。しかし、「激情、不安又は悲嘆の中で行為された事例全て」を精神障害とするのは相応しくないので、異常な精神状態と表現している。

次に、3:2:16条は、状況の濫用に基づく取消しについて次のような規定を提案している:

Meijers 草案 3 : 2 : 16 条

「状況の濫用に基づいて双方的法律行為を取り消す権限は、相手方当事者が適時に損失を満足のいく仕方で取り除く法律行為の修正を提案する場合、消滅する。 さらに、裁判官は、両当事者の一方の請求により、取消しに代えて、法律行為の内容を修正することを宣告することができる。」

まず、同条 1 文について、Meijers は、次のように説明する。すなわち、状況の濫用によって法律行為が取消し可能な場合、法律行為の内容を修正することに加害者が協力する場合、被害者は十分に救済されうるのが通常である。この場合には、取消しというより徹底した手段はとらなくてよい。当時の民法典 1160 条はそのような規定であるし、いつくかの外国法の規定では、状況の濫用に基づく取消しの場合に一般化されている 85、と。さらに、2 文における裁判官による契約改訂権については、旧オランダ領東インドの暴利行為令に倣った増額権として認めたと説明している 85。

同規定は、ドイツ法の暴利行為規定(BGB 138 条 2 項)の影響によるものといわれている。Le droit comparé comme instrument de modernisation: l'exemple des codifications civiles des États arabes du Moyen-orient, R.D.U.S 43(2013), p. 421.ちなみに、他のアラブ諸国の民法典の中でも、シリア(130 条)、クウェート(150 条)、イラク(125 条)及びカタール(140 条)がこれと類似の規定を有しているという(n. 122)。また、これらの規定については、Harith Al-Dabbagh, Regards d'un juriste arabe sur les mécanismes de justice contractuelle dans le Code civil du Québec, on IDEF(http://idef.legiteam.net/IMG/pdf/Conf_Section_dr_prive.pdf), 2011, p. 4 - 6.

⁸⁶ Meijers 自身は、具体的な条文は示していない。

3 政府草案

Meijers によって最初の草案が提出されるとすぐに、これを基にした 政府草案が作成された。そこでは、状況の濫用は次のように規定され た:

政府草案 3 : 2 : 10 条 4 項

「状況の濫用が取消可能を導くのは、ある者が、それによって他人をして特定の、 彼に不利な法律行為へと仕向けた場合である。不利益が不相当に大きく、且つ不 利益を受けた者の窮状、従属、軽率、異常な精神状態または未経験が存在してい た場合、状況の濫用は、推定される。」

ここでは、状況の濫用の定義をあえて行わない形になっているが、基本的には、Meijers 草案と同一の内容である。ただし、政府草案の文言は、Meijers 草案とは異なり、濫用される「状況」が第1文において限定されてない。本項で列挙されている事由は、状況の濫用の推定にのみ関係するものであり、それ以外の状況が濫用された場合にも、取消しは認められものと読める。この点については、第二院において承認された先の結論第19では、濫用される状況を(制限的に)列挙することはしないとした点を反映したものと説明されている。

さらに、理由書では、強迫と状況の濫用の区別が、主題となっている。ここでは、強迫が認められない場合にのみ状況の濫用が問題となるという理解が示されている。この場合の相違は、3.2.16条8が状況の濫用にのみ適用されるという点である。

⁸⁷ 比較法的には、スイス法においてこのような増額権が認められていないのが欠缺として捉えられていることを指摘するほか、立法例としてエジプト民法典 129 条 3 項及び 1945 年に設立された民法典改正委員会によるフランス民法典改正草案を挙げる(この改正作業については、大村・前掲注[1]170 頁以下参照)。

^{**} なお、政府草案における 3.2.16 条は、Meijers 草案と同一である。同条については、無効行為の追完に関する 3.2.8 条の文言の修正(「法律行為の内容を修正する」から「両当事者の法律関係を修正する」に改める。)の主張との関係で、ここでも同様の主張がされたことが報告されている。

4 小括

Meijers の理解では、この提案は、単に諸外国に既に規定のある暴利 行為についてオランダでも規定をしようという趣旨のものであった、と さしあたりは理解することができる。ただ、何より先に不当威圧を比較 法的先例として挙げ、且つ用語も従来からある暴利行為(woeker)では なく「状況の濫用」を使っている。そして、議会では、「状況の濫用」と 「不当威圧」は、同じことを言おうとしているとも言っている。この点は、 状況の濫用による取消しが諸国の既存の暴利行為とは異なる側面をも 持ったものとして構想されていたことを推測させる。そもそも、対処し ようとする問題は同一であっても、そこで用いられている構成は、諸外 国の規定とは大きく異なる。まず、問題を公序良俗の延長として考えな い点で、ドイツ型の規定とも異なるし、裁判官による取消し、内容変更 という構成を採らない点でロシアや中華民国のそれとも異なる。このよ うに Meiiers の提案は、不当威圧法理を意思形成の瑕疵として捉え、ド イツ的な法律行為論の理論体系の中で位置付けなおそうとするもので あった。これによって、19世紀末以来の暴利行為論的なアプローチから の分離の可能性がもたらされたと考えることができる。そして、その含 意については、続く考察の中で明らかにされるだろう。

もっとも、暴利行為との関係については、第二院での審議でLemaire が状況の濫用の最も甚だしいものとして暴利行為を位置づけている。 Meijers は、この理解に対してこれといった反応を示していない。しかし、このような理解も許容していたとすると、状況の濫用は、従来の暴利行為論の射程を拡大したものと理解することができる。また、これとの関連で、状況の濫用を約款規制の手段として用いることに対する期待が語られ、Meijers も一定の留保をつけつつこれに賛同している。

また、新民法典施行まで繰り返し議論されることになる損失要件の要否について、第二院での審議にて、Meijers は、状況の濫用が認められる場合には表意者に損失が生じるものであり、理論的にはともかく実務的には問題にならないとしている。そのうえで、損失があれば状況の濫用を推定できると繰り返している。さらに、Meijers 草案理由書では、損失要件は必要であるとしつつ、それは有形的なものでなくとも構わないとしている。ただ、第二院での説明は、その後の判例の展開を見ると、やや曖昧な説明であったといえる。

第2節 学説における受容

次に、Meijersによって提唱され、判例によって初期の展開を見た状況の濫用法理が学説によってどのように議論されてきたのかを見ていきたい。これは、状況の濫用が、錯誤、詐欺及び強迫と並ぶ取消類型として受容された過程を検討しようというものである。その際、状況の濫用について、①現行法上の根拠規定として何が適切か(法律構成)の問題、②濫用されてはならない状況としてどのようなものを考えるのか、③「濫用」の内容としてどのようなものを考えるか、とりわけ表意者の損失を要件とすべきか、④提案されている条文に対する評価、といった点を中心に見ていくことにする。ただ、この時期の教科書上での取り扱いでは、Asser/Ruttenのように、改正案に対する評価を交えることなく、公序良俗違反となる暴利行為として、判例の状況のみを紹介するものもある89。そこで、ここでは特に、状況の濫用について正面から扱った2つの学位論文について、詳しくその内容を紹介することにする。

1 学位論文での議論・その1 ─ P.A. Stein

(1) 後述するように、最高裁が初めて「状況の濫用」という言葉を用いた判決を下したのと時を同じくして、状況の濫用法理を正面から採り上げた初めての学位論文が、登場した(1957年1月16日付提出)。P.A. Stein の Misbruik van omstandigheden als grond voor ongeldigheid van rechtshandelingen である。Stein は、仏独英の法状況を検討したうえで、オランダ法を論じ、来るべき民法典における規律の在り方を示そうとする%。その中で彼は、状況の濫用について次のような定式を示す91:

「状況の濫用は、法律行為の取消し可能性をもたらす。それは、不利な状態の濫用及び精神的優位の濫用を含む。不利な状態の濫用が存在するのは、そのような状態にある者がその結果として自らに不利な法律行為をなし、且つ相手方がそのことを知り又は知るべきであった場合である。精神的優位の濫用が存在するのは、ある者がそのような優位の結果として、理性的に考える人間が冷静に熟慮す

⁸⁹ Asser/Rutten, Asser's Handleiding tot de Beoefening van het Nederlands Burgerlijk Recht, 3e deel, 2e stuk, Zwolle 1968, p. 206.

⁹⁰ Stein, t.a.p. (26), p. 162 e.v.

⁹¹ Stein, t.a.p. (26), p. 164.

れば達し得ない法律行為へと導かれ、且つ相手方がそのことを知り又は知るべきであった場合である。」

(2) 彼の見解の特徴は、状況の濫用を①不利な状況の濫用と②精神状態の濫用の区別を強調する点にある。まず、①は、窮状を濫用する場合⁹² や独占状態の濫用が考えられている。とりわけ後者は、事業者が独占状態を使って不当な約款を押し付ける場合が挙げられている。次に、②は、3つの事例群が示されている。その第一は、通常人に比べて自身の利害を十分に擁護できず、容易に誤った影響の犠牲となり得る人的性質である。たとえば、経験不足や軽率さ、高齢、病気状態などである。第二の事例群は、激情、不安又は悲嘆のように冷静な熟慮が不可能となるような異常な精神状態である。三番目に相対的依存性が問題とされている。これは、当事者間に尊敬関係が存在し、それが一方の他方に対する一定の精神的支配をもたらすものである。たとえば、子に対する親やかつての被後見人に対する前後見人、信者に対する精神的指導者などがこれにあたる⁹³。

もっとも、彼によれば、相対的依存性が存在して契約が締結された場合に、その契約が不当な影響によるものかどうかの判断基準を設けることは、不可能である。それにもかかわらず、契約を無効とするならば、特定の信頼関係が存在する者同士の無償契約は、全く無効となってしまうか、恣意的な基準で有効性を判断せねばならなくなる。こうして、Stein は、草案とは異なり、この相対的依存性の濫用の場合に状況の濫用による取消しを認めるのは、望ましくない、としている。ただし、信頼関係のある当事者間で行為の結果について十分に判断できない異常な精神状態が濫用された場合には、当事者間の信頼関係は、状況の濫用の有無を判断される際にともに顧慮される。また、詐欺には当たらない不誠実な手段で不本意な契約が締結された場合には、相対的依存性が顧慮さ

⁹² 例として、強盗の手に落ちた者が第三者に対して救出のために異常に高額の報酬を約束する場合が挙げられている(D. 4.2.9,1)。Stein は、これを教室設例であるといっているが、戦時中にナチス・ドイツの占領軍の行為から救助するために異常に高額の報酬を約束した事例が裁判上も問題となっているようである。もっとも、それらのうちの幾つかは、そもそも状況の濫用に当たるかどうかすら判断されていないという(Stein, tap. [26], p. 134, n. 5a)。

⁹³ 以上は、Stein, t.a.p. (26), p. 11 e.v.

れて契約の有効性が判断される。このように相対的依存性の濫用を濫用されてはならない状況から排除することもまた正しくない⁹⁴。つまりは、相対的依存性の濫用については裁判官の判断に委ねられることになる⁹⁵。

(3) さらに、Stein は、損失要件の有無に関して、①及び②の間に相違 を見出している。このような相違は、彼の比較法的検討から導かれる。 ①については、給付の不均衡が生じていることが要求される。そうしな いと、取引の安定性を危険にさらすことになるからである。すなわち、 窮状にある者と契約を締結した場合、その契約が専ら窮状によってもた らされたときには、その契約がいかに合理的であろうと、契約当事者は、 その存続を確信することができなくなる。独占者が締結する契約につい ても同じことがいえる。また、給付の不均衡を要件とすると考えた場合、 力のある企業は、価格に値する十分な注意を払うであるとか、相手方の 利益を確保するとかして、免責約款を独占力の濫用によって無効とされ ることを防ぐことができる%。その一方で、表意者が窮状等により不利 な契約をすることになったことを相手方が知り、又は知るべきであった 場合には、直ちに状況の濫用が認められるとし、「濫用」概念は、状況の 濫用にとって要件のひとつではなく、この意思瑕疵の性格を示す名付け に過ぎないという。さらに、給付の過大な不均衡が存在する場合、裁判 官は、状況の濫用の存在を推定してよいという97。

これに対して、②では、客観的、すなわち金銭的損害要件は不要である。損失が生じていない場合であっても、自らの支払い能力を超える契約を締結したり、自分にとって役に立たない物を購入したりしたときには、契約を取り消すことができてよい。状況の濫用以外の意思瑕疵が存在する場合には、損失がなくとも契約を取り消すことができるのと同じである。①の場合、表意者にとっての契約の合理性は、当事者関係の外に存在し、これは、力のある当事者とは関わりない。これに対して、②

⁹⁴ Stein, t.a.p. (26), p. 176 e.v.

⁹⁵ Stein, t.a.p. (26), p. 181. 結局認めるのか認めないのかよく分からない立場を取っているが、最終的に肯定的な態度を取っているのは、この領域は、イングランド法において不当威圧が認められる典型的な領域であることが影響しているのだろう。

⁹⁶ Stein, t.a.p. (26), p. 172 e.v.

⁹⁷ Stein, t.a.p. (26), p. 174 e.v.

の場合、契約の合理性は、不当な影響力を行使する契約当事者が関わり得る特定の状況において問題となり得る。②の場合、①の場合以上に、当事者間の人的平面での接触が存在している。また、②の場合と緊密な類似性を持つ未成年に基づく取消しにおいても未成年者に損失が生じていることは要件とされていない⁹⁸。しかし、このように解した場合、経験不足の者や軽率な者を取引から排除することになるおそれが生じる。この点に対しては、Stein は、給付の不均衡が存在する契約は別として、経験不足の者等が明らかに自らの利益に反して行動している場合にのみ状況の濫用を認めることで回避できるとする。また、未経験等と契約の締結(又は当該契約条項)との間に確たる因果関係が存在せねばならず、且つ裁判官は、合理人が冷静に熟慮すればその行為をなし得なかったという心証を得なければならないとしている。

(4) Stein の見解は、状況の濫用において①と②を明確に区別すべき との立場であり、オランダの有力説となっていく。また、状況の濫用法 理を約款規制法理として利用しようという視点が明確であることも指摘 しておくべきだろう。

2 学位論文での議論・その2 — C.J. van Zeben

(1) 次いで、1960 年には C.J. van Zeben がこの問題を正面から取り上げる学位論文を提出する 99 。 Van Zeben は、解釈論としては、状況の濫用が公序良俗に反する不法なコーズにより契約の無効をもたらすと考える 100 。状況の濫用を第4の意思瑕疵の類型と捉えることや既存の意思瑕疵の類型の拡張によって構成することについては、法は、意思瑕疵の類型を錯誤、詐欺及び強迫に限定しており、その内容についても法がその範囲を限定しているとして、否定する 101 。

では、具体的に、状況の濫用としてどのようなものが考えられている のだろうか。

⁹⁸ さらに、比較法的には、精神的状態の濫用において損失要件を維持するかどうか については一定しておらず、その点からも、この要件を堅持すべき説得的理由はな い、と指摘するが、この説明はやや苦しいように思われる。

⁹⁹ Van Zeben, t.a.p. (n. 1).

¹⁰⁰ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 53 e.v.

¹⁰¹ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 73 e.v.

(2) まず、van Zehen は、濫用されてはならない状況に経験不足と軽 率さを挙げることに反対する。状況の濫用が錯誤、詐欺及び強迫と並ん で契約拘束力 (de gebondenheid aan het eenmaal gegeven woord) に対 する例外として認められるようになってきているにせよ、法的安定性が 社会全体にとって重要な法益である以上、徒にこれを害することはでき ない。とりわけ、自己の事情や性質を第三者に転嫁することは、想像だ にできない危険をもたらす。そもそも、民法典では、行為無能力者は、 自らの若さや精神状態によって自ら損失を被るような行為をするため、 行為無能力者本人からの保護を必要としている。しかし、成人の場合に 同じ事を認めると、法的安定性を著しく害することになる。つまり、成 人においては、経験不足や軽率さは自らそのリスクを負うべき事柄なの であり、その濫用を理由として契約の取消しを認むべきものではない。 また、これらが問題となる場合については、錯誤や強迫によって十分な 救済が与えられているし102、特別法が特定の契約(たとえば割賦販売) について経験不足等から表意者を保護しようとする場合は別だといえ る103。したがって、状況の濫用が問題とされる「状況」というのは、① (経済的又は人的)依存、②異常な精神状態、③(身体的又は経済的)窮 状の3つであり、これらに限定されるべきだということになる。1957年 の Boyag 第2判決等で問題となった独占状態の濫用は、Stein とは異な り、経済的依存の問題として捉えている。

このような視点から、van Zeben は、政府草案が Meijers 草案とは異なり濫用されてはならない状況を列挙しないという判断をしたことを批判する。彼は、第二院での結論にもかかわらず、Meijers が草案において濫用されてはならない状況を列挙している趣旨を、次にように考える。すなわち、Meijers は、状況の列挙をしなければ、裁判官の裁量が広くなり過ぎ、法的安定性を害することになりかねないことを危惧し、第二院での審議の後に考えを変えた、と。そこで、草案は経験不足と軽率さを排除する形で状況の制限列挙を行なうべきだ、と主張する104。

¹⁰² 彼は、判例において経験不足等が問題となる事例がほとんどないことを指摘する。仮に錯誤などによって十分な救済がなされないのであれば、状況の濫用 = 公序 良俗違反が主張され、問題となるであろうが、そうはなっていない以上は、特に問 題は生じていないというわけであろう。

¹⁰³ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 44 e.v.

(3) 次に、van Zeben は、状況の濫用において損失は重要な役割を果 たすと指摘する。上述の状況にある者と契約すること自体が許されない とすると、そのような者は、法的取引からほとんど排除されることにな るからである。さらに、彼は、Steinとは異なり、状況の濫用のいずれの 類型においても客観的意味における損失要件が満たされることが必要で あると主張する105。というのも、状況の濫用を認めるのに主観的な損失 でよいとすると、取引が阻害されることになるからである。Stein は、不 利な状況の濫用についてのみ取引の安全のために損失要件を要求してい るが、精神的状態の濫用についても当てはまるというわけである106。状 況の濫用が存在しない同種の契約における通常の条項からの逸脱がある 場合に、客観的損失の存在が認められるといえるが、それは、具体的事 例のすべての特殊事情が考慮されなければならない。たとえば、「濫用 者」が大きなリスクを引き受けなければならい結果として、通常とは異 なる条項が定められた場合(経済的に困窮しているが担保となる物を持 たない者に対して融資する場合)、通常の条項から逸脱しているからと いって、不当であるということにはならない。また、独占状況における 極端な免責条項も、具体的事情によっては、損失が生じていないという ことになる。たとえば、独占者が保管している物で、その価値が自らの 給付によって得られるものと概ね釣り合っている必要のある物について の責任を免れるためには、独占者は、この種の免責条項を定めなければ ならない107。

¹⁰⁴ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 109 e.v.さらに、例示列挙を支持するにせよ、政府草案の文言では、いかなる状況が濫用されてはならないのかについて判断するための指針が与えられていない、と批判する。

¹⁰⁵ ただし、BGB やスイス債務法などと異なり、それが著しい損失である必要はない とする。Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 115.

¹⁰⁶ 経験不足や軽率さが問題となる場合と同様に、窮状等が問題となり、且つ主観的 損失のみが存在する場合には、錯誤、詐欺及び強迫による救済が可能であると指摘 する。

¹⁰⁷ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 49 e.v., en 114.この van Zeben の見解は、同種の契約の通常の、あるいは慣習的条項からの逸脱を客観的損失の存在の要素として重視しているわけであるが、これを、典型契約の機能の在り方についての積極的な評価(大村敦志『典型契約と性質決定』〔有斐閣 1997 年〕、具体的には 352 頁以下)と接続可能なものと理解とすると状況の濫用の判断構造を考える上で、貴重な指摘として受け止めることができる。

相手方が表意者の特定の状況について知り、または知り得、且つ相手方が損失について故意であった場合、相手方による状況の「濫用」があったということができるとしている¹⁰⁸。状況の濫用の推定規定については、van Zeben は、次の点からこれに反対する。まず、推定規定は、著しい損失を推定の要件としているが、そのために極めて曖昧な基準に基づくことになる。また、状況の存在と損失についての認識(可能性)(こちらは状況の濫用の本来の要件)は、大抵は証明が容易であり、その場合、大きな損失と状況の存在が認められるときには、濫用者がこれらについて知らないということはそうないことである。したがって、この場合には、推定規定は、無用の長物である。しかし、濫用者の認識の証明が困難な場合、知り又は知りえないことの証明の責任が、濫用について有責ではないが、推定を覆すのが困難な者に対して、課せられることになる。つまり、濫用要件は、あくまでも被害者によって証明されるべきことがらであり、これが証明されたといえない限りは、取消しを認めるべきではないと考えるのである¹⁰⁹。

また、そのほかに、van Zeben は、両草案が「仕向ける(bewegen)」という言葉を用いている点について、状況の濫用の場合には、表意者が自らの動機で、あるいは自らが置かれている状況に動かされて契約を締結する場合があると指摘する。さらに、ドイツやスイスでは、そのような場合にも契約の無効を認めていることから、「それによってその者に特定の不利な法律行為が成立した」場合と規定すべきであると主張する¹¹⁰。

このように van Zeben は、立法論として、状況の濫用を法律行為の独自の取消類型のひとつとして認めつつ、法的安定性を非常に重視する立場をとっている。立法についても、取消しのための確たる根拠を提供すると言うよりは、むしろ公序良俗違反では法的安定性を概しかねないので、法規によって制限的に枠付けるという点に意義を見出しているといえる¹¹¹。

(4) 最後に、状況の濫用の効果について van Zeben が考えるところを

¹⁰⁸ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 111.

¹⁰⁹ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 115 e.v.

¹¹⁰ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 112.

¹¹¹ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 47.

見ていこう。彼は、解釈論としては、状況の濫用に基づく無効が不法な コーズについての1371条によることから、濫用者たる相手方も無効を 主張でき、裁判官も職権で無効を宣言しなければならず、追認も不可能 であり、短期消滅時効も適用されず、契約全体が無効になるとしてい る112。これに対して、立法論としては、状況の濫用の効果を取消しと考 えることによってこれらの問題占が克服されるとして、草案の考え方を 支持する113。法律行為の内容の修正に関する3.2.16条については、こ れを妥当としつつ、法律行為の内容の変更が意味するところを検討して いる。すなわち、この変更には、被害者の履行義務を軽減するという形 のものに限られるのではなく、被害者がより多く受け取ることができる という増額の形も含まれるべきだと主張している。また、濫用者が本来 望んでいなかった契約に拘束されるという問題に対処するために、この 変更は、法律行為の内容に限られ、しかも変更される部分は、変更され ない部分と緊密に結びついていない場合に限定すべきであると指摘す る。また、同条1文については、濫用者による改定提案が適切な仕方で 損失を取り除いているかについて答えることは難しく、この点に関する 訴訟が頻発する恐れがあり、且つ法律行為の内容変更を状況の濫用に関 わった当事者の一方に委ねてしまうのは妥当ではなく、これは削除すべ きであるとする114。

¹¹² Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 62 e.v.彼は、例外的な場合を除けば、法律上の規定がない限り、このような絶対的無効がもたらされると考えている。

¹¹³ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 117.

¹¹⁴ Van Zeben, t.a.p. (n. 1), p. 118 e.v.

De ontwikkeling van "misbruik van omstandigheden" in Nederlandse recht (II)

Toshikazu Uchiyama

Inhoud

Hoofdstuk I Voorgeschiedenis—Oude Burgerlijk Wetboek en het iustum pretium

Hoofdstuk II De spruit van misbruik van omstandigheden (Band 59 No. 1) Hoofdstuk III De geboot van Misbruik van omstandigheden

I Het ontwerp Meijers

II De literaturen (Wordt vervolgd.)

III Het eerste rechtspraak

IV Tot slot

Hoofdstuk IV Een nieuwe stap

Hoofdstuk V Tot de hedendaagse vorm van misbruik van omstandigheden

Hoofdstuk VI Conclusie